葉区」に改め、同表木津簡易裁判所の項中「京都府相楽郡木津町」を「木津川市」に改め、同表園部簡易裁判所の項中「京都府船井郡園部町」を「南丹市」に改め、同表篠山簡易裁判所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表社簡易裁判所の項中「兵庫県加東郡社町」を「加東市」に改め、同表龍野簡易裁判所の項中「龍野市」を「たつの市」に改め、同表浜坂簡易裁判所の項中「兵庫県美方郡浜坂町」を「兵庫県美方郡新温泉町」に改め、同表宇陀簡易裁判所の項中「奈良県宇陀郡大宇陀町」を「宇陀市」に改め、同表串本簡易裁判所の項中「和歌山県西牟婁郡串本町」を「和歌山県東牟婁郡串本町」に改め、同表武生簡易裁判所の項中「武生市」を「越前市」に改め、同表大竹簡易裁判所の項中「大竹市」を「広島市中区」に改め、同表船木簡易裁判所の項中「宇部市大字船木」を「宇部市」に改め、同表宇部簡易裁判所の項中「宇部市琴芝町二丁目」を「宇部市」に改め、同表勝山簡易裁判所の項中「岡山県真庭郡勝山町」を「真庭市」に改め、同表甘木簡易裁判所の項中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表天草簡易裁判所の項中「本渡市」を「天草市諏訪町」に改め、同表牛深簡易裁判所の項中「牛深市」を「天草市牛深町」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項中「鹿児島県日置郡伊集院町」を「日置市」に改め、同表屋久島簡易裁判所の項中「鹿児島県熊毛郡上屋久町」を「鹿児島県熊毛郡屋久島町」に改め、同表名瀬簡易裁判所の項中「名瀬市」を「奄美市」に改め、同表加治木簡易裁判所の項中「鹿児島県姶良郡加治木町」を「姶良市」に改め、同表大口簡易裁判所の項中「大口市」を「伊佐市」に改め、同表大隅簡易裁判所の項中「鹿児島県曽於郡大隅町」を「曽於市」に改め、同表知覧簡易裁判所の項中「鹿児島県川辺郡知覧町」を「南九州市」に改め、同表加世田簡易裁判所の項中「加世田市」を「南九州市」に改め、同表平良簡易裁判所の項中「平良市」を「宮古島市」に改め、同表古川簡易裁判所の項中「古川市」を「大崎市」に改め、同表築館簡易裁判所の項中「宮城県栗原郡築館町」を「栗原市」に改め、同表登米簡易裁判所の項中「宮城県登米郡登米町」を「登米市」に改め、同表田島簡易裁判所の項中「福島県南会津郡田島町」を「福島県南会津郡南会津町」に改め、同表赤湯簡易裁判所の項中「南陽市」を「米沢市」に改め、同表水沢簡易裁判所の項中「水沢市」を「奥州市」に改め、同表本荘簡易裁判所の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表大曲簡易裁判所の項中「大曲市」を「大仙市」に改め、同表角館簡易裁判所の項中「秋田県仙北郡角館町」を「仙北市」に改め、同表野辺地簡易裁判所の項中「青森県上北郡野辺地町」を「青森市」に改め、同表伊達簡易裁判所の項中「伊達市」を「室蘭市」に改め、同表静内簡易裁判所の項中「北海道静内郡静内町」を「北海道日高郡新ひだか町」に改め、同表八雲簡易裁判所の項中「北海道山越郡八雲町」を「北海道二海郡八雲町」に改め、同表寿都簡易裁判所の項中「北海道寿都郡寿都町」を「北海道二海郡八雲町」に改め、同表天塩簡易裁判所の項中「北海道天塩郡天塩町」を「稚内市」に改め、同表牟岐簡易裁判所の項中「徳島県海部郡日和佐町」を「徳島県海部郡美波町」に改め、同表徳島池田簡易裁判所の項中「徳島県三好郡池田町」を「三好市」に改め、同表中村簡易裁判所の項中「中村市」を「四万十市」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三表篠山簡易裁判所の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業動産信用法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十八号

農業動産信用法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業動産信用法施行令（昭和八年勅令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　信用協同組合

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　吉川　貴盛
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。